

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都計画事業足立北部舎人町付近土地地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…(都市整備局市街地整備部管理課)…一

告示

- 建築基準法による道路の指定…(同)…一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一
- 建築基準法による道路位置の指定…(同)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…(同)…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(同)…四
- 保安林の指定施業要件の変更予定…(産業労働局農林水産部森林課)…五
- …(産業労働局農林水産部森林課)…五
- 都道の区域変更…(建設局道路管理部路政課)…八
- 都道の供用開始…(同)…一〇
- 港湾施設の変更…(港湾局港湾経営部経営課)…一〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…一〇

規則

- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…二〇
- 特定非営利活動法人の認定…(同)…二〇
- 特定非営利活動法人の仮認定…(同)…二二
- 都市計画事業の施行…(建設局道路建設部管理課)…二二

東京都計画事業足立北部舎人町付近土地地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成二十七年九月十七日

東京都知事 舛添 要 一

●東京都規則第六十二号

東京都計画事業足立北部舎人町付近土地地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都計画事業足立北部舎人町付近土地地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例(平成二十七年東京都条例第百一号)の施行期日は、平成二十七年九月二十四日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千四百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

平成二十七年八月二十一日

西東京市向台町六丁目千七百七十六番七、同番八、同番二十及び同番二十二の各一部

延長 一〇七・八一メートル
幅員 五・〇〇メートル

●東京都告示第千四百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成二十七年八月二十一日

小金井市前原町三丁目千六百五番九の一

延長 一〇・八四メートル
幅員 四・〇〇メートル

●東京都告示第千四百七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

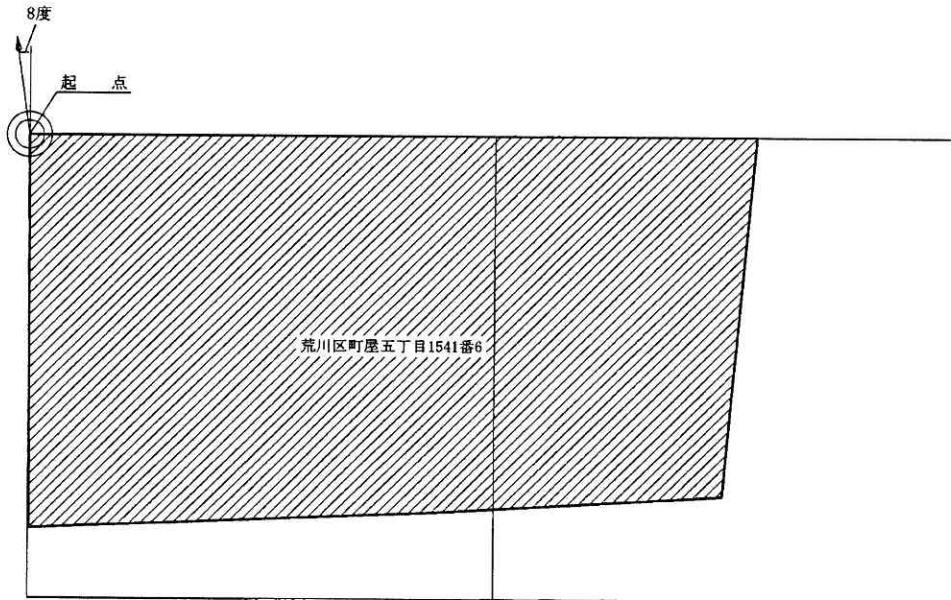
平成二十七年九月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区町屋五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



【起 点】
起点は、荒川区町屋五丁目1541番6の最北端とする。

【格子の回転角度】 8度
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】
—— 調査対象地・筆境界
—— 単位区画
▨ 形質変更時要届出区域